

もしものときの



救急医療情報キットを配付します

町では、1人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯などの支援のため、救急医療情報キットの配付事業を始めました。

これは、緊急時の連絡先やかかりつけ医などの医療情報を記入した用紙を入れた容器「救急医療情報キット」を冷蔵庫内に保管しておき、高齢者の方などが消防署に119番通報した時に、キットの情報を親族などへの連絡や救急医療に役立てるものです。

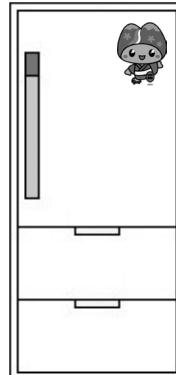
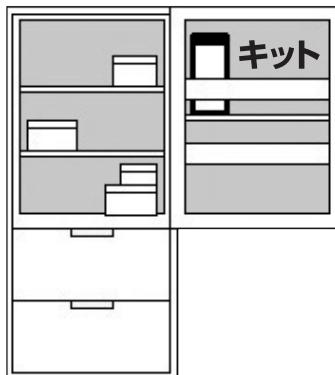
配付の対象者

- ・70歳以上の1人暮らしの方
- ・70歳以上の高齢者のみ世帯
- ・その他必要と認められる方
例)70歳未満の1人暮らしで健康に不安を抱える方

配付するキットの数

原則として1軒に1セット

※配付を希望する方は、担当地区の民生委員
または健康福祉課にお問い合わせください。



キットの保管場所
(マグネットステッカーの内側)

マグネットステッカーの
貼付場所
(冷蔵庫の前面右上)

救急医療情報キット

(容器の中に、医療情報を記入した用紙を入れておく)

問合せ 健康福祉課福祉介護担当

☎62-1233

国民健康保険税

納付方法変更を希望される方は申し出を

特別徴収とは

納税義務者の受給されている年金から、国民健康保険税を徴収（天引き）する方法のことです。

対象になる方

次の条件を満たす世帯主の方に限ります。

- ①世帯主が国保の加入者であること
- ②世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること
- ③世帯主が年額18万円以上の年金受給者であること
- ④世帯主が介護保険料を特別徴収で納めていること
- ⑤介護保険料と国保税の合計が年金受給額の2分の1を超えていないこと

特別徴収納付方法の変更

特別徴収の対象の方で、口座振替を希望される方は、税務課（⑦番窓口）へ印鑑を持参のうえ、お申し出ください。

※新たに口座振替を希望される方は、「申出書」を提出する前に金融機関で口座振替の手続きが必要です。すでに口座振替で納付されている方は、手続きを行う必要はありません。

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461